



近年、小城市内でも適切に管理されていない空き家の数が増加しています。管理不十分な空き家は、防災・衛生・景観などさまざまな面で、地域住民に深刻な影響を及ぼします。

こうした状況から、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、所有者や管理者は空き家を適切に管理しなければならないということが明記されました。

空き家を適正に管理することは、所有者の責任です！

写真はイメージですが、
こんな風景見たことありませんか？



安全面

屋根瓦の落下や壁が倒れるなどして通行人などにけがをさせたり、隣家に被害が出ると責任を問われることがあります



景観面

雑草の繁茂や傷んだ建物は地域の美観を損ないます

防災面

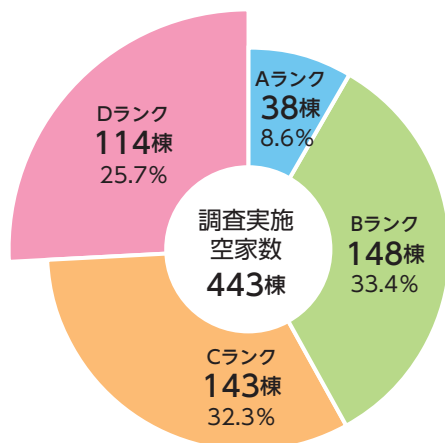
老朽化による倒壊事故や火災発生など防災面のリスクが高まります



衛生面



ごみの不法投棄や害虫が発生する原因になるなど、ご近所に迷惑がかかります



総合判定の結果、適切に管理されているAランクは全体の8・6%で、建物の危険度や敷地内の状態が景観等に悪影響を与えているとされるDランクが114棟で、全体の25・7%を占めていることから、その対策が急がれます。

平成28年度に「小城市空家等実態調査」として、市内全域を対象に調査を行いました。
その結果、市内に空き家等と推定される建物（住宅系）は443棟でした。この現地調査結果に基づき、建物の危険度や敷地内の状態、周辺の景観や環境保全への影響に応じて、A～Dの4段階で空き家等の状態の判定を評価しました。

平成28年度に「小城市空家等実態調査」として、市内全域を対象に調査を行いました。

「小城市の現況は？」

空家等対策計画を 策定しました！

空家などに関するさまざまな課題を解決するため、「小城市空家対策協議会」での議論を経て、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成27年施行）」に基づき、「小城市空家等対策計画（平成30年3月）」を策定しました。

【対策の理念】

地域住民の生活環境の保全を図るため、周囲に迷惑をかけている危険な空家等（およびその予備軍）を減らすとともに、空家等の利活用を促進することにより、安全・安心なまちづくりを目指します。

【主な施策】

- ① 空家等の発生の予防
- ② 空家等の適切な管理の推進
- ③ 空家等の利活用
- ④ 管理不全化した空家等への対策
- ⑤ 推進体制の整備

【特定空家等に対する措置のイメージ図】



自分で管理することが難しい場合は！



詳細や見積もりの相談は、
小城市シルバー人材センターへ
☎73・9669

【草刈り、除草、剪定など】
敷地内の清掃・除草、樹木の剪定などを行います。費用は敷地面積などによって作業量が異なるので、個別に見積もります。

1,500円／1回

月に1回行います。

【空き家等の見回り（目視点検）】
建物の写真撮影、報告を4カ月に1回行います。

小城市と、市シルバー人材センターは「空家等の適切な管理に関する連携協定」を締結しています。

協定を結んでいます

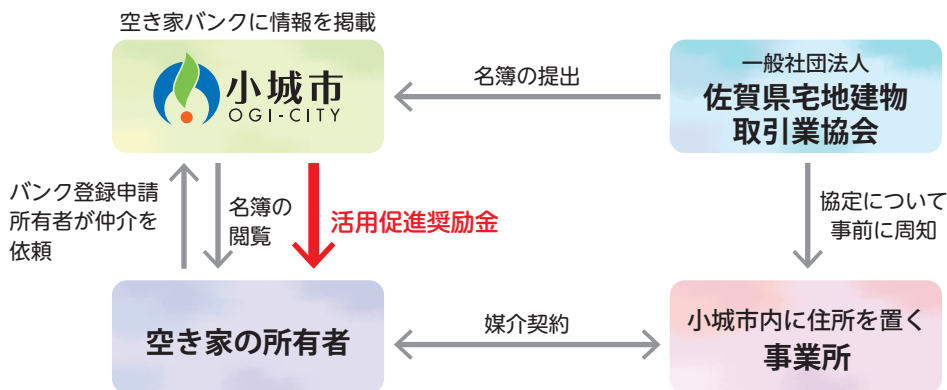
空き家の利活用を考えませんか！



**安心安全な
不動産取引のために**

市では空き家バンクの活用促進について、一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会と協定を締結しています。使われていない物件をお持ちで、処分にお困りの人はまずご相談ください。

市と協会が連携して問題解決にご協力します。



活用促進奨励金とは？

※空き家バンク活用促進のために、新たに物件を登録した空き家の所有者にお出しする奨励金のことです。

媒介契約 → バンク登録 → **登録奨励金 3万円** → 売買・賃貸 契約 → **成約奨励金 2万円**

住宅取得奨励金

子育て世帯等の定住促進および地域の活性化のため、平成28年7月1日から平成32年3月31日までの間に市内に新たに戸建住宅を取得して移住される人に奨励金をお出ししています。

購入者には
こんな
お得制度も

空き家改修補助

小城市空き家バンクに登録された戸建住宅の改修工事および不要物の撤去などを行う人に対して、改修費を補助しています。